	$(0.0526 \times \alpha + 0.0335 \times \beta + 0.0047 \times \gamma) / A$
	［略］
	8　田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における田及び牧草専用地の面積とする。
	9　畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における畑の面積から、牧草専用地の面積を除いた面積に、樹園地の面積を加えた面積とする。
	10　密度補正Ⅳに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
	算式
	$(0.0775 \times B + 0.0424 \times C + 0.0388 \times D) / A$
	算式の符号
	A　測定単位の数値
	B　中山間地域における田の面積
	C　中山間地域における畑の面積
	D　中山間地域における牧草専用地の面積
	11　中山間地域における田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によって調査した令和二年二月一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の田及び牧草専用地の面積とする。
	12　中山間地域における畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における中間農業地域及び山間農業地域の畑の面積から、中山間地域における牧草専用地の面積を除いた面積に、中間農業地域及び山間農業地域の樹園地の面積を加えた面積とする。
	13　［略］
十一　林野行政費	1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
公有以外の林野の面積	算式
	$\{(B \times 214) \times 2 + (C \times 9{,}402) \times 2 + D \times 7 + E \times 7\} / (5{,}300 \times A)$
	算式の符号
	［略］

	$(0.0529 \times \alpha + 0.0336 \times \beta + 0.0048 \times \gamma) / A$
	［同左］
	8　田及び牧草専用地の面積は、農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における田及び牧草専用地の面積とする。
	9　畑の面積は、農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における畑の面積から、牧草専用地の面積を除いた面積に、樹園地の面積を加えた面積とする。
	［新設］
	［新設］
	［新設］
	10　［同上］
十一　林野行政費	1　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
公有以外の林野の面積	算式
	$\dfrac{B \times 425 + C \times 18{,}804 + D \times 14}{5{,}260 \times A}$
	算式の符号
	［同左］